

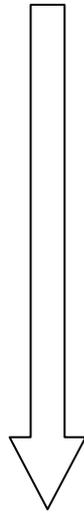
「障害福祉サービスの申請から利用までの流れ」

制度の利用に関する相談や情報の提供



「制度のことが知りたい」「どんなサービスが受けられるの」「事業者はどこ」など、皆様からのご質問、ご相談または必要な情報の提供についてお伺いいたします。

利用申請



サービスの利用を申請する方（以下「利用者」という。）は、必要なサービスを選択し、障害福祉サービスの利用申請をします。

申請に必要なものは、

①申請書・同意書、②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、③印鑑です。

なお、施設入所支援・共同生活介護・共同生活援助の利用を希望される方は、上記の必要なもののほかに、④世帯状況・収入申告書、⑤収入に関する証明（必要に応じて、利用者及びその扶養義務者等の収入が確認できる書類、年金証書等の写しを提出していただきます。）、⑥資産に関する証明（必要に応じて、利用者及びその扶養義務者等の資産を確認できる書類、貯金通帳等の写しを提出していただきます。）

聴き取り調査



心身の状況に関する106項目の聴き取り調査をさせていただきます。

市町村において障害程度区分の一次判定



上記の聴き取り調査によりコンピューターで判定します。

障害程度区分認定審査会において障害程度区分の二次判定（介護給付のみ）



審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されています。医師の意見書等も参考に最終判定します。

支給決定



町は、聴き取り調査における勘案事項・サービスの利用意向等も考慮し、支給決定することを適当と認めた場合は、決定内容を記載した「障害福祉サービス受給者証」を交付いたします。

事業者と契約



利用者は、利用したい事業者を選択し、その事業者に「障害福祉サービス受給者証」を提示し、サービスの利用に関する契約をします。

サービスの利用

利用者（もしくはご家族の方）は、サービスの利用に要する費用のうち、それぞれに定める利用者負担額を事業者を支払います。